

平成28年度
三重県留置施設視察委員会
(留置業務管理者に対する意見と措置結果)

三重県警察本部

1 留置施設視察委員会設置の趣旨

- 平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に、三重県留置施設視察委員会が設置されております。

2 委員会の組織 委員の身分

- 委員会は4人の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

3 委員会の権限など

- 委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。

また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

4 委員会の活動状況

- 平成28年度中、4回にわたり委員会の活動を行い、18警察署中9警察署の留置施設を視察しました。
- 視察等の結果を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対して合計15件の意見を述べました。

5 留置施設視察委員会の 意見及び措置

- 意見1

運動場に鳩の糞などがみられるため、ネットなどによる対策を検討されたい。(1施設)

～措置～

鳥害の防止に向けたネットの設置等の対策について、引き続き関係部門と調整を行うと共に、定期的に清掃を継続し、運動場環境の維持に努めます。

- 意見2

留置施設内に設置のロッカーについて転倒防止の対策をされたい。(1施設)

～措置～

耐震パットをロッカーの下部に施しました。

- 意見3

遵守事項の掲示板について居室内から見やすい位置に掲示されたい。(3施設)

～措置～

各居室内から見やすい位置に遵守事項を掲示しました。

- 意見4

遵守事項については言葉がやや難解であることから、告知の際にわかりやすく説明するよう配慮されたい。(1施設)

～措置～

丁寧かつ質疑があれば、平易な言葉を使う等、分かりやすい説明を行うよう心掛けます。

- 意見5

浴室、休憩室等の換気に留意されたい。

(1施設)

～措置～

適宜、窓の開閉を行うなど、換気に配慮します。

- 意見6

身体検査室が狭いので改善されたい。(1施設)

～措置～

身体検査室内の備品について配置を換え、広く使用出来るようにします。

- 意見7

運動場に運動を促すための措置を検討されたい。

(1施設)

～措置～

被留置者に対し、体操、ストレッチ等体を動かすように促します。

- 意見8

施設が古く圧迫感があることから天災時等の避難に対する被留置者の安全確保について検討されたい。(1施設)

～措置～

避難経路には、不必要な物は置かないこととします。

- 意見9

トイレ便器の洋式化を検討されたい。(1施設)

～措置～

被留置者から要望等があれば署で用意している洋式の簡易便座を使用します。

- 意見10

運動場が被留置者の定員に比べ少し狭い。

(1施設)

～措置～

運動場を広げることは、施設の構造上困難であるため、被留置者の数を調整しながら、順次、運動を実施します。

- 意見11

官本が少なく増やした方がよい。 (1施設)

～措置～

本の寄付を募り、約3割増冊しました。

- 意見12

運動場に設置されている雨よけの雨だれが気になる。 (1施設)

～措置～

雨天時の運動に際しては、被留置者の意向を踏まえながら、時間、方法等を検討します。

- 意見13

昨年4月の死亡事故対応について早急な施設改善が可能な体制をとりたい。 (1施設)

～措置～

関係部署と調整の上、施設改善を推進します。